日 調 連 発 第 5 号
平成２８年４月６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第２６２号
平成２８年３月２４日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公　印　省　略）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成２８年法務省令第１２号）の施行等に伴い，平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し，本年４月１日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第１７条を次のように改める。

第１７条　削除

第１８条第９号中「様式」の下に「又はこれに準ずる様式」を加える。

第２０条及び第２１条を次のように改める。

第２０条及び第２１条　削除

第２２条第１項中「に掲げる帳簿及び第１７条第１項第５号から第１４号」を「及び第２５号から第３４号」に改める。

第６２条第４項中「地方税法」の下に「（昭和２５年法律第２２６号）」を加える。

第８１条第３項中「記載」を「記録」に改める。

不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第１７条　削除	（帳簿の備付け及び保存期間） 第１７条　登記所には，規則第１８条各号に掲げる帳簿のほか，次の各号に掲げる帳簿を備えるものとし，その保存期間は，当該各号に定めるところによる。 (1)　登記簿保存簿　作成の時から３０年 (2)　登記関係帳簿保存簿　作成の時から３０年 (3)　地図保存簿　作成の時から３０年 (4)　建物所在図保存簿　作成の時から３０年 (5)　登記識別情報通知書交付簿　作成の翌年から１年 (6)　登記事務日記帳　作成の翌年から１年 (7)　登記事項証明書等用紙管理簿　作成の翌年から１年 (8)　再使用証明申出書類つづり込み帳　作成の翌年から５年 (9)　登録免許税関係書類つづり込み帳　作成の翌年から５年 (10)　不正登記防止申出書類つづり込み帳　作成の翌年から３年 (11)　土地価格通知書つづり込み帳　作成の翌年から３年 (12)　建物価格通知書つづり込み帳　作成の翌年から３年 (13)　諸表つづり込み帳　作成の翌年から３年 (14)　雑書つづり込み帳　作成の翌年から１年

	2　登記所には，規則第１８条各号及び前項各号に掲げる帳簿のほか，次に掲げる帳簿を備えるものとする。 (1)　閉鎖土地図面つづり込み帳 (2)　閉鎖地役権図面つづり込み帳 (3)　閉鎖建物図面つづり込み帳
（帳簿等の様式） 第１８条　次の各号に掲げる帳簿等の様式は，当該各号に定めるところによる。 (1)～(8)　（略） (9)　登記簿保存簿　別記第２２号様式又はこれに準ずる様式 (10)～(18)　（略）	（帳簿等の様式） 第１８条　次の各号に掲げる帳簿等の様式は，当該各号に定めるところによる。 (1)～(8)　（同左） (9)　登記簿保存簿　別記第２２号様式 (10)～(18)　（同左）
第２０条及び第２１条　削除	（登記簿保存簿等） 第２０条　次の各号に掲げる帳簿には，当該各号に定める事項を記載するものとする。 (1)　登記簿保存簿　登記記録の保存状況 (2)　登記関係帳簿保存簿　登記簿を除く一切の登記関係帳簿の保存状況 (3)　地図保存簿又は建物所在図保存簿　地図等（閉鎖したものを含む。）の保存状況 (4)　登記事務日記帳　受付帳その他の帳簿に記載しない書類の発送及び受領に関する事項 （再使用証明申出書類つづり込み帳等） 第２１条　次の各号に掲げる帳簿には，当該各号に定める書類をつづり込むものとする。 (1)　再使用証明申出書類つづり込み帳　登録免許税用領収証書又は収入印紙の再使用の申出書 (2)　登録免許税関係書類つづり込み帳　納付不足

	額通知書写し，還付通知書写し，還付通知請求書及び還付申出書（添付書類を含む。） (3) 土地価格通知書つづり込み帳又は建物価格通知書つづり込み帳　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２２条の３の規定による土地又は建物の価格に関する市町村長の通知書 (4) 諸表つづり込み帳　登記事件及び登記以外の事件に関する各種の統計表 (5) 雑書つづり込み帳　規則第１８条第２号から第５号まで，第７号から第９号まで，第１１号及び第１２号に掲げる帳簿並びに第１７条第１項第８号から第１３号まで及び第２項に掲げる帳簿につづり込まない書類
（つづり込みの方法） 第２２条　規則第１８条第８号から第１１号まで及び第２５号から第３４号までに掲げる帳簿は，１年ごとに別冊とする。ただし，１年ごとに１冊とすることが困難な場合には，分冊して差し支えない。 ２　（略）	（つづり込みの方法） 第２２条　規則第１８条第８号から第１１号までに掲げる帳簿及び第１７条第１項第５号から第１４号までに掲げる帳簿は，１年ごとに別冊とする。ただし，１年ごとに１冊とすることが困難な場合には，分冊して差し支えない。 ２　（同左）
（実地調査書） 第６２条　（略） ２・３　（略） ４　登記官は，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３８１条第７項前段（他の法令において準用する場合を含む。第６５条において同じ。）の規定による市町村長の申出に係る不動産について実地調査をしたときは，実地調査書を当該申出に係る書面と共に保管するものとする。	（実地調査書） 第６２条　（同左） ２・３　（同左） ４　登記官は，地方税法第３８１条第７項前段（他の法令において準用する場合を含む。第６５条において同じ。）の規定による市町村長の申出に係る不動産について実地調査をしたときは，実地調査書を当該申出に係る書面と共に保管するものとする。

（建物の構造の定め方等） 第８１条　（略） ２　（略） ３　建物を階層的に区分してその一部を１個の建物とする場合において，建物の構造を記録するときは，屋根の種類を記録することを要しない。 ４　（略）	（建物の構造の定め方等） 第８１条　（同左） ２　（同左） ３　建物を階層的に区分してその一部を１個の建物とする場合において，建物の構造を記載するときは，屋根の種類を記載することを要しない。 ４　（同左）